


富士・東部医療圏

地域保健医療計画 アクションプラン

進捗状況報告

平成27年度（平成28年7月4日報告）

 山梨県富士・東部保健福祉事務所
(富士・東部保健所)

富士・東部医療圏域～保健福祉事務所アクションプランの概要

- 1 富士・東部医療圏内の活動で改善につなげることができる、特に重点的に取り組む必要がある事業に対する行動計画です。
- 2 毎年度、定期的に、計画の進捗状況を分析、評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

現状と課題 & 今後5年間の主な取り組みについて

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。

医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。

救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。

医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。

感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。

リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。

- 1 保健医療情報の提供
- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備
- 4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)
- 5 感染症対策
- 6 地域リハビリテーションの推進

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。

今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケアを推進していく必要がある。

障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。

精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活支援の体制づくりに取り組む必要がある。

ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。

母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく必要がある。

難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。

- 7 健康づくりと生活習慣病対策
- 8 高齢者保健福祉
- 9 障がい者保健福祉対策
- 10 精神保健医療福祉対策
- 11 自殺防止対策
- 12 母子保健福祉対策
- 13 難病等支援対策

【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。

医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。

食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。

レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。

- 14 健康危機管理体制
(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)
- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- 16 医薬品の安全管理対策
- 17 薬物乱用防止対策
- 18 食品の安全確保対策
- 19 生活衛生対策

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

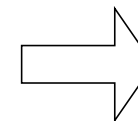
多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行う必要がある。

- 20 人材育成支援

【第1章】

【地域医療提供体制の整備と連携体制の構築】

インフォームドコンセントを推進するためにも県民が医療に関する正しい情報を得られるよう取り組む必要がある。
 医療現場への安全に対する意識の定着のための立入検査、医療の安全と信頼を高め医療機関における患者サービスの向上を図るため医療相談が必要。
 救急医療機関の適切な利用について住民への周知を図るとともに、保健医療推進委員会の調整による二次救急体制の円滑な運用支援。
 医療資源の整備や介護との連携等地域ごとに特色があることから、各地域の特色・強みを活かしつつ各地域における連携体制を構築していくことが必要。
 感染症蔓延を防ぐため、ワクチン接種の向上や県民への感染症予防の基礎知識の継続的な普及啓発が必要。
 リハビリテーション技術支援を実施し、地域に密着したリハビリ支援体制の充実させる必要がある。



- 1 保健医療情報の提供
- 2 医療安全相談体制の充実
- 3 救急医療体制の整備
- 4 在宅医療(在宅療養者への支援体制構築)
- 5 感染症対策
- 6 地域リハビリテーションの推進

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業予定
第1節 地域医療体制の整備	1 保健医療情報の提供	医療機関に関する信頼性の高い情報を提供していく。医療機能情報制度により管内の診療所、助産所、薬局からの情報を受け、必要に応じて更新を行っている。	医療ネットの定期更新の際の情報提供を関係機関に依頼する。 医療監視等の際に制度の啓発を行う。	定期更新率 H27年度:100% (241件/241件) 休止中を除く	更新率向上のための取り組み ・定期更新の記載ミス減らし、提出率を向上させるため、報告様式の記入例を作成した。 ・医療監視の際に制度を説明し、更新率の向上を図った。 より正確な情報更新のための取り組み ・前年度に更新漏れの多かった項目を依頼文で明記し、より正確な更新となるよう努めた。	医療機能情報の公開 ・医療監視で、医療機能情報を閲覧に供していない診療所が今だに多い。	更新率向上及び正確な情報更新の取り組み 医療機能情報の公開 ・引き続き、医療監視等において医療機能情報を閲覧に供すよう指導する。
	2 医療安全、医療相談体制の充実	医療法に基づく立入検査を診療所、助産所に対して実施。薬事法に基づく立入検査を薬局、医薬等販売業者に実施し安全性の確保に努める必要がある。 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律 当法に基づく立入検査については第3章参照	立入検査の実施 病院:年1回(医務課、障害福祉課と合同) 有床診療所:3年に1回 無床診療所(歯科診療所を含む):5年に1回	立入検査件数 病院監視件数:8件 診療所監視件数:56件	立入検査の実施 ・医療法に基づき医科及び歯科診療所の立入検査を計画どおり実施した。 ・医療法許認可申請に基づく立入検査を実施した。	○調査内容の見直し、調査票の統一 ・前年度の指摘事項や医療事故の改善に向けた指導を行う検討が必要である。 ○医療安全指針の整備 ・医療安全指針等について未整備の診療所が多く(57.1%)見受けられる。	立入検査の実施の実施 ・今年度は特に、医療事故防止等、医療安全に係る監視内容を重点項目に加え、監視の充実を図る。
		医療安全相談コーナーを設置し、住民からの医療相談に対応している。医療安全と信頼を高めるため引き続き相談を継続する必要がある。	医療安全相談コーナーを設置	相談件数 相談件数:18件(内訳) 相談:6件 苦情:12件	医療安全相談コーナーの設置 ・相談者からの苦情を受け当該医療機関との信頼関係構築に向け、助言を実施した。	医療安全相談コーナーの設置 ・早期に対象機関の確認又は現地調査等の対応を行う必要がある。	医療安全相談コーナーの設置 ・引き続き、相談者の意向を正確に捉え、適切に助言を行う。 ・困難な事例については、他の関係機関と連絡調整を行いながら早期解決に努める。

【第1章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業予定	
第2節 救急医療	1	救急医療体制の整備	富士北麓地区は夜間の初期救急の受入れ体制がないため二次救急の病院に患者が集中し、多くの軽症者が直接二次救急医療機関を受診することがあり、二次救急医療の提供に支障をきたしている。	関係機関による富士北麓地域初期救急広報検討会を開催し、救急医療機関の適切な利用について検討を行う。 病院群輪番制の円滑な運用に関して地域保健医療推進委員会に諮る。 地域の実情に応じた初期救急医療体制の構築に向けて関係者が協議できる場を継続していく。	住民の救急蘇生法講習の受講率(普通・上級講習人口1万人あたりの受講者数) H26年度:99人 二次救急医療機関が対応した初期救急の患者数(時間外患者数と時間内救急自動車搬送受け入れ人数の和) H27年度:11,011人(全体の約76%)	救急医療担当者会議 ・初期救急広報検討会を改め、担当者会議を1回(2/15)開催した。 ・また、地域の実情に応じた初期救急医療体制の構築に向けて、病院・医師会をメンバーに加えた。 周知活動 ・各市町村、病院、医師会、消防本部あて普及・啓発活動に利用する各種広報資料を配付した。 ・市町村広報に「やまなし医療ネット」「救急医療適正利用」についての記事を掲載した。 ・富士・東部保健福祉事務所ホームページ内「休日や夜間にケガや病気になったら…」に最新の各種チラシ・啓発用DVDを公開した。 ・救急の日に合わせ、8～9月に富士北麓地区内のCATVに依頼し、啓発用DVDを放送した。 ・保健所で実施する出前講座、診療所監視において、チラシを配付した。	救急医療担当者会議 ・外国人観光客対応について、医療機関では苦慮している現状がある。 ・病院、消防本部等から初期救急に関する体制整備に向けて検討の必要性が挙げられている。 周知活動 ・市町村によっては救急医療の適正利用の周知の状況に差異が見られる。	救急医療担当者会議 (観光客対応) ・市町村等に対し観光協会等に対する普及啓発を会議・通知等を通じ適正利用の普及啓発を徹底するよう助言する。 (初期救急に関する体制検討) ・必要に応じ、救急医療体制に係る課題等について検討する。 周知活動 ・引き続き保健所HP、市町村広報、診療所監視を通じて周知活動を行う。
		救急医療体制の整備	東部地区は二次救急の受け入れ体制を整備するため病院機能の強化を医療再生計画で行っている。平成23年3月の富士・東部地域救急医療体制検討専門委員会で情報交換、検討会の開催の必要性が提言されている。 東部地域の救急車収容率が低い。	都留、大月、上野原各地域の消防署、医療機関を中心とした情報交換および検討会の開催をすすめ、東部地区の救急医療体制の円滑な運用を図る。	二次輪番病院の輪番日における、消防機関からの救急搬送受入要請に対して実際に受け入れた患者の割合(東部管内救急患者受入率) H27年 78.8% (H27.4.1～H27.8.31)	救急医療担当者会議の開催 ・平成27年度から実施されている新体制の運用状況について確認を行った。 周知活動 ・市町村広報に「やまなし医療ネット」「救急医療適正利用」についての記事を掲載した。 ・全診療所に対してチラシを送付し、掲示を依頼した。 ・保健所で実施する診療所監視において、チラシを配付した。 ・8月に搬送件数が多いことに鑑み、7月に各市町村、病院、医師会、消防本部あて普及・啓発活動に利用する各種広報資料を配付した(救急の日の普及啓発活動も兼ねる)。 ・希望のあった市町村に対してDVDを配付し、適正利用を促した。	救急医療担当者会議 ・積極的に広報に取り組んでいる市町村が少なかった。 ・今年度、改めて救急医療の主体は市町村であり、広報に取り組むことが重要であると確認ができたことから、市町村が主体的に広報に取り組めるよう支援する必要がある。	東部地区救急医療担当者会議 ・引き続き関係機関間の情報共有や課題検討を行う。 周知活動 ・引き続き市町村広報による周知を行う。
	2	小児初期救急	平成20年10月から富士吉田市内に小児初期救急医療センターが開設し、年々利用者が増加している。	市町村、保育所、幼稚園等を通して、小児初期救急医療センターおよび小児救急電話相談事業(8000)について、利用者に周知を行う。	救急患者搬送数(小児初期救急医療センター救急患者受診数) H25年度:8,803人 H26年度:10,383人 H27年度:8,769人	周知活動 ・保育園・小中学校を対象とした出前講座において、チラシを配付し、小児救急医療事業を周知した。 ・市町村の広報紙を活用し、小児初期救急医療センター及び小児救急電話相談の記事を掲載した。 ・各市町村、病院、医師会、消防本部あて普及・啓発活動に利用する各種広報資料を配付し、活用を促した。	・センター受診者の多くが大部分が軽症者となっていることから、適正受診が行われるよう市町村に対し助言する必要がある。	周知活動 ・引き続き、市町村広報や出前講座を活用した普及啓発を行う。
3	歯科救急	富士東部口腔保健センター(歯科医師会運営)が25年4月から都留市内に開設され、休日救急歯科の対応が行われる。	住民への周知を行う。	救急患者搬送数(救急患者受診数) H25年度:310人 H26年度:302人 H27年度:272人	周知活動 ・保育園・小中学校を対象とした出前講座において、受講者にチラシを配付した。	周知活動 ・広く住民に周知するための方法の検討が必要である。	周知活動 ・市町村広報等により、広く住民に対する富士・東部口腔保健センターの周知を行う。	
第3節 在宅医療	1	在宅療養者への支援体制構築	管内はかかりつけ医を持つ住民が県全体に比べて少なく、病院の主治医をかかりつけ医としている住民の割合が高い。	適切な医療機関を選択できるよう住民がかかりつけ医を持つことの意義について理解できるよう市町村、広報を通じた周知を行う。 住民に向けて医療機能情報制度の活用方法について周知を行う。	かかりつけ医を持つ住民の割合 H24年度:59.2% 「県民保健医療意識調査」によるため、H24年度が直近値。	周知活動 ・「救急の日」及び「救急医療週間」の実施に際し、市町村、病院、医師会、消防本部へかかりつけ医普及チラシを送付し広く県民への周知を図った。	周知活動 ・住民のかかりつけ医の意義について周知を図る必要がある。 また、医療機能情報提供制度(やまなし医療ネットによる医療機関情報の提供制度)について十分な周知を図る必要がある。	周知活動 ・各種会議、講演会等の機会に、チラシの配布によりかかりつけ医の普及、医療機能情報提供制度を周知する。

【第1章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業予定
		在宅療養に必要な社会資源が偏在し、地域によっては必要な資源が整えられない在宅療養者がいる。	在宅療養に関わる関係職種の育成支援を行うため多職種協働によるチーム医療研修会を開催する。 住み慣れた自宅での療養、介護を希望する住民が安全で安心な状態で在宅での療養生活を送ることができるようにするため地域包括支援センター担当者会議を通じ、地域支援事業の評価、課題解決のための市町村の取り組みを支援する。	在宅療養支援診療所数 H27年度:9診療所 在宅療養支援歯科診療所数 H27年度:11歯科診療所 麻薬小売業の免許を取得している薬局数 平成27年度:59件	在宅医療多職種連絡会議の開催 ・在宅医療と介護の連携推進を図るための協議の場として、多職種による連絡会議を2回(9/30、3/16)開催し在宅医療の課題等の検討を行った。 ・市町村や関係機関等が取り組んでいる活動内容を報告し、情報交換を行った。 在宅医療多職種人材育成研修会の開催 ・在宅医療を担う医師、看護師等やヘルパー、ケアマネージャー等の介護関係従事者に対して在宅療養者の状況に応じた支援方法の検討、顔の見える関係づくりの場となるよう研修会を2回開催した。(1/20、3/24) 在宅医療講演会の開催(富士河口湖町と共催) ・在宅医療・ケアについて考える機会を地域住民を対象に提供した。	在宅療養を支える往診医(在宅医)や訪問看護師等専門職の確保を図るとともに、地域特性に応じた病診連携の仕組みづくりを検討していく必要がある。また、地域住民への在宅医療・介護について普及啓発を図る必要がある。 市町村の進捗状況や地域課題を把握しながら、解決のための方策について今後も病院や地区医師会、市町村等が情報共有や検討を重ねていく必要がある。	在宅医療多職種連絡会議の開催 ・市町村や病院、地区医師会等と課題を共有したうえで病診連携のしくみづくりについて検討する。 在宅医療多職種人材育成研修会の開催 ・在宅療養を支援する多職種の役割や困難課題、解決のための支援方法を検討する研修会を開催する。 訪問看護ステーション所長会議の開催 ・看護提供状況の実態把握や継続していく上での課題等を検討する。
		地域で健康を守る組織への支援	保健医療福祉の関係者が連携をとり、施設から在宅までを含めた地域ケアを推進する。 介護サービス事業者への集団指導、実地指導を通じて、利用者のよりよいケアの実現に向けた介護サービスの質の向上を図る。	24時間体制の訪問看護事業所数 H27年度:6箇所	市町村の地域ケア会議、多職種連携会議等への出席 ・在宅ケアを行うための課題を検討。 介護サービス事業者に対する集団指導、実地指導の実施 ・よりよいケアの実現に向けた介護サービスの質の向上を図った。	在宅医療介護連携事業については、介護保険法の改正により地域支援事業として全ての市町村が取り組むことになっているが、市町村で導入の体制が十分でないことから強力な支援が必要である。	市町村の地域ケア会議、多職種連携会議の出席 ・市町村の課題を抽出し、市町村の実情に応じた支援を行う。 介護サービス事業者への集団指導、実地指導の実施 ・適切な運営と質の高いサービスの提供を図る。
		在宅医療に関わる情報一覧と資源マップの情報が関係者に周知されていない。	在宅医療体制に関わる情報を関係者が共有することができる「情報一覧と資源マップ」の配布を行う。		平成27年11月1日を調査基準日として、病院、診療所、歯科診療所、介護事業所等の「在宅医療・介護の資源把握調査」を実施し、リストを更新した。 更新したリストを市町村、医療、介護事業所等の関係機関へ情報提供を行った。	提供したリストに基づいてマップ作製などの成果を関係機関等と共有していく必要がある。	引き続き「在宅医療・介護の資源把握調査」を実施し市町村等に情報提供するとともに、早期にマップ作製が行えるようその活用方法等について支援していく。
第4節	1 共通対策	感染症の蔓延を防ぐため、感染症発生動向調査を行い、発生状況を把握し、必要な情報を住民、医療機関に提供している。	感染症流行情報等について関係機関、住民へ情報提供する。 研修会や出前講座を利用し感染症に関する情報と予防のための普及啓発を行う。 ハイリスクグループである社会福祉施設等においてはインフルエンザやノロウイルス等集団発生予防のため研修会等を実施し予防啓発を行う。	出前講座等 H27年度:23件 (内訳) 社会福祉施設:17件 保育所:2件 その他:4件 講習会 集団指導:3回 実地指導 介護保険施設:22件 集団給食施設:33件	講習会・出前講座の実施 ・介護保険、社会福祉施設等に対し感染症に関する情報と予防のための普及啓発を行った。 実地指導の実施 ・介護保険・集団給食施設に対し感染症予防の指導を行った。 感染症発生時訓練の実施 ・アイソレーター・PPE(個人防護具)の着脱訓練を実施した。 蚊媒介感染症対応 ・デング熱の発生リスクが考えられる地点の蚊の生息調査・遺伝子検査を実施し定点モニタリングを行った。	感染症予防・発生対応 ・感染症がいつ発生しても適切に対応できるよう、日頃からPPE着脱訓練や搬送訓練を実施しておく必要がある。 各施設の実態に即した効率、効果的な指導を行う必要がある。 ジカ熱・デング熱・チクングニア熱への対応・県作成「蚊媒介感染症の対策・対応手順」に沿って発生段階別役割を担う必要がある。	講習会・出前講座の実施 ・介護保険施設(通所・入所)へのアンケート調査を実施する。 ・各種施設等において、「感染症予防」について講習会等を実施する。 感染症発生対応 ・PPE着脱訓練を実施する。 ・感染症患者搬送訓練を実施する。 ・所内研修を実施する。

【第1章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績(:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業予定
第4節 感染症	2 予防接種	市町村により予防接種率の差がみられるため地域全体の接種率の向上のための啓発、安全な接種にむけた市町村支援を行う。 H23年度麻疹予防接種率 管内:(1期)92.0% (2期)96.2%	麻疹の排除を目指し対策強化の取り組みとして発生の早期把握、届出受理時の迅速な対応を強化する。 定期予防接種推進のため情報提供と市町村支援を行う。特に麻疹の予防接種については、地域の接種率95%を目指し普及啓発を行う。	麻疹予防接種: 接種率95%以上 H26年度管内 1期 96.6% 2期 93.4% H26年度山梨県 1期 95.9% 2期 93.1%	市町村担当者会議 ・地域の予防接種率向上のため、意見交換を行った。 市町村支援 ・予防接種の円滑な実施のため、市町村及び医療機関に対し、情報提供を行った。 ・市町村及び地域住民からの問い合わせや電話相談に対し、随時対応した。 周知活動 ・子ども予防接種週間にホームページに予防接種に関する情報の周知を行った。	管内における麻疹予防接種実施率が1期は96.6%、2期は93.4%と、どちらも県平均(1期:95.9%、2期:93.1%)よりも高いものの、2期については目標の95%に届いていない。	市町村担当者会議 ・引き続き開催し、麻疹予防接種の接種率向上を図るための検討を行う。 市町村等支援 ・市町村及び医療機関への情報提供、市町村及び地域住民からの電話相談対応を行う。 ○周知活動 ・引き続き、ホームページ等を通じ、地域住民への啓発を行う。 今年度は特に麻疹2期の接種率向上を図るため、小学校入学前の年長児を対象にした周知を図る。
	3 結核対策	結核患者に対する治療継続支援の実施 新規罹患率 10.2% 接触者健診の受診率向上 結核定期健康診断の受診率向上 平成23年度結核定期健康診断 市町村65歳以上 受診率:16.5% 事業者受診率:93.9%(内訳) 学校:99.2% 施設:93.6%	DOTSによる支援を継続し、通院治療患者や退院後の患者が服薬が確実にできる生活の支援を行う。 患者を早期に発見するため、訪問相談、医療機関等との連携を通して対象者が接触者健診の受診を確実に行う。 出前講座等を通して定期健康診断の必要を伝える。また、結核の最新情報等の提供を行う。 コホート分析を継続して行い、関係者への情報提供を行う。	結核治療の中断者をなくす H27年度 ・結核治療中断者:0名 結核新規罹患率:10未満 H26年度末時点:4.9 結核定期健康診断の受診率向上 H26年度 接触者健診受診率:100%	結核管理業務 ・コホート分析を活かす中、患者に地域DOTSを実施した結果、全ての患者が治療終了することが出来た。 医療従事者結核研修会 ・1回(2/25:峡東)開催し、患者の早期発見に向け知識の普及を図った。 所内DOTSカンファレンス ・月1回第3水曜日に定例で開催した(年12回)。	結核管理業務 ・結核治療終了後において管理検診を受けない者、接触者健診を受けない者がいる。 早期発見・感染拡大防止対策 ・登録患者は65歳以上の高齢者が占める割合が高く、受診の遅れ(発病～初診まで期間)が課題である。	結核管理業務 ・管理検診、接触者健診未受診者をなくすため、受診勧奨を徹底する。 医療従事者結核研修会 ・広く参加を呼びかけ研修会を実施する(当管内で実施) 所内DOTSカンファレンス ・引き続き、月1回定例で開催する。 早期発見・感染拡大防止対策 ・集団指導、出前講座等を通じて結核の感染拡大防止について普及啓発を行う
	4 ウイルス性肝炎対策	県内は肝炎ウイルス陽性率や肝がん死亡率が高い状況にある。 肝炎要診療者に対する支援体制が不十分である。	市町村住民健診、職場健診での受検または保健所での肝炎検査受検勧奨を行う。 肝疾患コーディネーター養成講座に積極的に参加し、要診療者への保健指導の充実を図り、専門医療機関の富士吉田市立病院がかかりつけ医と連携し診療支援を実施する体制づくりを推進する。	肝炎ウイルス検査の受診率 保健所特定感染症検査件数 H27年度:B型・C型肝炎各 118件 肝がん年齢調整死亡率を全国平均まで改善 肝がん75歳未満年齢調整死亡率 平成26年: ・山梨県6.6 ・全国5.6 H26年数値が直近値	肝炎予防普及啓発講習会 ・富士河口湖町において、ウイルス性肝炎に対する新薬の有効性等の研修を行った。 ・希望者には肝硬度の測定を行った。 肝炎ウイルス検査 ・月～金まで実施し、月に一度夜間検査を実施している。 肝疾患コーディネーターの資格取得 ・講座に参加し、新たに2名が肝疾患コーディネーターの資格を取得した。	肝炎初回精密検査・定期検査費用助成制度 肝炎初回精密検査・定期検査費用助成制度が十分に周知できていない。 肝炎予防普及啓発講習会 ・未開催の市町村に対し講習会を実施する必要がある。	肝炎予防普及啓発講習会 ・管内市町村において、講習会を開催し、ウイルス性肝炎の周知を図る。 肝炎ウイルス検査 ・夜間検査を継続実施する。 肝疾患コーディネーターの資格取得 ・新規配属職員が参加させ、資格を取得する。 肝炎初回精密検査・定期検査費用助成制度 ・市町村広報等を通じ、地域住民に周知を図る。 肝炎治療助成事業 ・肝炎治療受給者証の交付申請窓口を行う。

【第1章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業予定
第4節 感染症	5 HIV感染 エイズ対策	HIV、エイズに関する正しい知識の普及	イベントやホームページ、講習会(出前講座をふくむ)、市町村広報等を通して住民へ予防啓発を行う。 知識普及講習会について若年層を対象に継続して実施する。また、職域、中高年齢者層についても実施していく。	HIV、エイズに関する講習会の実施件数 職域、中高年齢層を対象とした講習会の実施状況 H27年度 講習会実施件数(うち職域、中高年齢層を対象とした講習会):6件 (0件)	周知活動 ・中学生・高校生を対象に、エイズ知識普及啓発のための講習会を6回実施した。 ・エイズの蔓延防止を図るため、保健・福祉・介護施設の職員へHIV検査の周知を行った。 ・HIV検査普及週間及び世界エイズデーにおいて、ホームページ上に掲載、啓発用ポスターやチラシの配布を行った。	周知活動 ・近年、30代～50代男性の新規患者の増加が顕著なことから、中高年齢層を対象としたエイズの正しい知識を周知する必要があるが、講習会が実施できていない。	周知活動 ・所内での連携を図り、職域、中高年齢層を対象としたエイズ知識普及啓発のための講習会を実施する。 ・また、中学生・高校生を対象とした講習会を継続して実施する。 ・ホームページ上への掲載、啓発用ポスターやチラシの配布等、平成27年度と同様に周知活動を実施する。
		相談検査体制の充実と保健所検査「陽性者」へ医療機関受診支援	保健所相談検査のホームページ、広報等を通じて周知し、夜間検査等を充実させながら受検しやすい体制を整えていく。 陽性者に対しては、十分な相談支援を行い、エイズ治療拠点病院への受診を支援する。	保健所検査受検者人数(HIV) H27年度:119件(うち夜間検査30件) 保健所相談支援カウンセラーの人数 H27年度:2名	特定感染症の検査 ・特定感染症(HIV、クラミジア、梅毒、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス)相談・検査を実施した。 ・月～金まで実施し、月1回の夜間検査も実施している。 保健所相談支援者(カウンセラー)の人材育成 ・特定感染症の相談・支援業務を行う職員の資質向上のため、研修会へ参加した。	周知活動 ・掲載時期・内容等を考慮してホームページを充実させる必要がある。 ・駅周辺等の幅広い世代が集まる箇所での普及啓発が必要である。	特定感染症の検査 ・引き続き、利便性の高い夜間検査を継続実施する。 周知活動 ・効果的な内容、タイミングを検討し、ホームページを充実させ、検査の周知を図る。 保健所相談支援者(カウンセラー)の人材育成 ・HIV感染エイズ対策に関する研修会へ適宜参加する。
第5節 リハビリテーション	1 リハビリテーション支援体制	小児リハビリテーション施設が圏域内に少ないため理学療法士市町村派遣事業により5市町村に長期療養児へのリハビリテーション技術支援を実施している。	市町村へのリハビリテーションの技術支援、事業の推進等を目指し、保健所および市町村の体制づくりを行う。	市町村の支援体制の構築 理学療法士市町村支援 :18回 (富士吉田市:2回 富士河口湖町:8回 都留市:6回 大月市:2回)	支援体制づくり ・市町村が実施している教室等に対し技術支援を行うとともに関係者への事業実施後のカンファレンス等に参加しアドバイスを行った。	支援体制づくり ・市町村で実施している発育発達教室等の事業の実施状況を把握、評価し効率的、効果的な指導が実施できるよう支援していく必要がある。	支援体制づくり ・引き続き、各市町村が行う発達教室等の実施状況を把握、評価し効率的、効果的な指導が実施できるよう支援していく。
		小児リハビリテーション施設と連携し、訓練等が必要な児、保護者の利用の促進を図る。			周知活動 ・市町村に対し、富士東部小児リハビリテーション診療所の機能や利用方法についての説明を行った。 ・利用状況 受診人数:98名(H27.4～H28.2) 富士吉田市 32名・都留市 14名 大月市 2名・上野原市 5名 西桂町 1名・忍野村 12名 山中湖村 4名・鳴沢村 1名 富士河口湖町 25名・山梨市 1名 甲州市 1名	体制づくり ・業務連絡会や母子保健担当者会議などの機会をとらえて富士東部小児リハビリテーション診療所の利活用の周知を図っていく必要がある。	平成27年4月に整備された富士東部小児リハビリテーション診療所の利用促進 ・市町村支援を通して、富士東部小児リハビリテーション診療所の関わりが必要と思われる児に対して利用できるよう支援していく。

【第2章】

【保健・医療・福祉の総合的な取り組み】

生活習慣病およびそれに起因する疾病の医療費は、総医療費の1/3、死亡総数の60%。生活習慣病に焦点をあてた健康づくりの環境整備が必要。

今後認知症ケア等を要する高齢者が増加することが予測される。保健、医療、福祉の各分野で連携を図り、地域包括ケアを推進していく必要がある。

障がい者の社会参加機会の確保や共生社会実現のため、保健、医療、福祉等の連携が必要。

精神保健医療福祉は「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、長期入院患者退院のための支援や自立した生活支援の体制づくりを取り組む必要がある。

ストレス等こころの健康問題を抱え自殺する者が増加する傾向にあり、自殺予防対策を推進する必要がある。

母子保健推進体制の整備、乳幼児の異常の早期発見、生涯を通じた女性の健康支援等各関係機関と連携し支援していく必要がある。

難病等は療養期間が長期にわたるため、患者や家族に対しきめ細やかな支援が必要。各関係機関が協力し、地域支援の充実を図り、保健・医療・福祉サービスの総合的な支援とその充実を図ることが必要。

7 健康づくりと生活習慣病対策

8 高齢者保健福祉

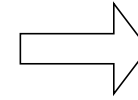
9 障がい者保健福祉対策

10 精神保健医療福祉対策

11 自殺防止対策

12 母子保健福祉対策

13 難病等支援対策



節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第1節 健康づくりと生活習慣病対策	1 健康づくりと生活習慣病対策	生活習慣病対策について地域社会全体で取り組む環境づくりを進め、健やか山梨21(第2次計画)を推進する必要がある。	地域職域連携推進協議会による健康情報の交換、協働事業および研修会を実施する。	特定健診、特定保健指導の実施率の向上 H26年度: 管内市町村国保 特定健診:41.1% 特定保健指導: 47.7%	地域職域保健連携推進協議会 ・2回(7/21、3/2)開催した。 生活習慣病予防講習会(衛生推進大会内において、都留労働基準協会主催、都留労働基準協会・山梨産業保健総合支援センターと共催実施) ・1回(9/25)開催した。 出前講座の実施 ・生活習慣病予防などについて、5回実施。 各市町村健康づくり推進協議会 ・4回参加した。 (内訳) 忍野村:2回(6/10、8/7) 上野原:1回(8/29) 鳴沢村:1回(1/20)	管内の生活習慣病予防のための対応について職域保健と地域保健関係者で具体的に検討していく必要がある。	地域職域保健連携推進協議会 ・委員の見直し及び新たにワーキンググループを設置し、受診率向上、減塩対策、喫煙対策などについて方策を検討する。 生活習慣病予防講習会 ・引き続き、関係機関(都留労働基準協会、都留労働基準協会・山梨産業保健総合支援センター)との共催で年1回開催する。 出前講座 ・各関係機関に出前講座を周知し、希望を募り実施する。 市町村健康づくり推進協議会 ・市町村からの求めに応じ参加する。
		食生活の改善や運動週間の定着等による一次予防の推進および重症化予防に重点をおく。	市町村健康づくり計画の推進を支援する。また、職域との連携した取り組みを推進する。 特定給食施設への指導・支援を実施し、喫食者だけでなく周囲へも食育や健康づくりを広げ食環境の整備を行う。	糖尿病有病者、予備軍の減少 今後、管内データについて把握していく。 適正体重を維持している者の割合 把握方法も含めデータについて今後把握していく。	地域・職域保健連携推進協議会 ・2回(7/21、3/2)開催し、生活習慣病予防普及啓発用資料(減塩、禁煙)を作成した。 生活習慣病予防講習会の開催 ・1回(9/25)開催した。 ○特定給食施設等への指導・支援 ・46件(特定36、その他10)に巡回指導した。 給食施設従事者研修会 ・給食施設を対象に健康づくり及び災害対策について研修を行った。(8/12:参加者196人)	現状把握 ・特定健診・保健指導のデータ分析を実施し、糖尿病等の現状を把握し予防活動を推進していく必要がある。 給食施設従事者研修会 ・給食施設が抱える課題に合わせた研修会を実施する必要がある。	地域職域保健連携推進協議会 ・年2回開催する。 ・特定健診・保健指導のデータ分析等を実施する。 特定給食施設等への指導・支援 ・H27より栄養管理報告書の提出を学校以外の全ての給食施設に求めているため、状況を把握し、現状に沿った指導を実施する。 給食施設従事者研修会 ・「安全、安心、健康づくり」に結びつく内容で実施する。 住民組織との協働した取り組み ・愛育会や食生活改善推進員等、各地域組織が実施する会議等において、糖尿病予防のための取り組みについて検討する。

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績(:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第1節 健康づくりと生活習慣病対策	1 健康づくりと生活習慣病対策	食生活の改善や運動週間の定着等による一次予防の推進および重症化予防に重点をおく。	市町村、関係機関、企業、住民団体と連携して、日常生活で体を気軽に動かせる環境づくりと運動習慣の徹底を推進する。	運動器症候群(ロコモティブシンドローム)を認知している住民の割合 今後、把握方法も含め検討していく。	地域・職域保健連携推進協議会 ・2回(7/21、3/2実施)開催した。 生活習慣病予防講習会 ・1回(9/25)開催した。 出前講座 ・3件	地域・職域保健連携推進協議会 ・働きざかり世代への生活習慣病予防のため、住民の食生活改善方法や運動習慣の定着化への取り組みなどについて検討していく必要がある。	地域・職域保健連携推進協議会 ・働きざかり世代への生活習慣病予防のため、住民の食生活改善方法や運動習慣定着化への取り組みなどについて検討していく。 生活習慣病予防講習会 ・年1回開催する。 出前講座 ・引き続き、出前講座の希望を募り実施する。
		たばこ対策	市町村と協働で防煙教育を実施する。禁煙講習会などの出前講座を引き続き実施する。 公共の場等での禁煙を推進する。 分煙施設の普及を図り受動喫煙防止対策を推進していく。 禁煙希望者に対する禁煙支援プログラムの普及を行うため禁煙サポート薬局・薬店の普及・拡大を図る。	未成年者の喫煙率 H23年度: 県内中学1年男0.9% 県内中学1年女0% 高校3年男3.6% 高校3年男女2.6% 県健康増進課実施調査によるため、H23年度が直近値。 管内の「禁煙・分煙推進事業」認定、普及施設数 —認定施設数 H27年度:286施設 禁煙推進店 H27年度:5店 管内禁煙サポート薬局数 H27年度末:9施設	健やかカレッジ宣言事業(都留文科大学と共催で実施) ・「たばこ対策講演会」を実施 テーマ「知らずに操作されていた? 知ってびっくりタバコの基礎」 ・実態調査(アンケート)の実施 対象:都留文科大学学生、職員 回収:学生808名、職員80名 ・啓発イベントを実施 内容:学園祭において、禁煙コーナーを2日間設置し、健康教育を実施した 参加者:2日間165名 禁煙・分煙推進事業(認定事業・禁煙推進店普及事業) ・施設の認定及び禁煙推進店についてのパンフレットを配布し周知を図った。 出前講座 ・6件実施 周知活動 ・受動喫煙、禁煙・分煙施設認定禁煙推進店等の普及啓発チラシの配布を行った。 ・(県民の日富士吉田会場、新人・一般調理師研修会、食品衛生協会指導者研修会、衛生推進大会)	各種会議等における対策の推進 ・今後も継続して、未成年者の喫煙防止、受動喫煙防止について推進していく必要がある。 ・母子保健推進会議等において、市町村、学校関係者と課題を共有し思春期保健対策としての取り組みをすすめる必要がある。 禁煙・分煙推進事業(認定事業・禁煙推進店普及事業) ・今後も引き続き、不特定多数の者が利用する施設等での受動喫煙防止対策を進める必要がある。	未成年者等への防煙教育 ・引き続き、たばこの害等について出前講座を実施し、知識普及を図る。 出前講座 ・各関係機関に出前講座を周知し、希望を募り実施する。 健やかカレッジ宣言事業 ・引き続き、大学との連携をすすめていく。 各種会議等における対策の推進 ・地域・職域保健連携推進協議会、母子保健推進会議等の機会に関係者間で、思春期保健対策の取り組みについて協議する。 禁煙・分煙推進事業(認定事業・禁煙推進店普及事業) ・施設の認定及び禁煙推進店のパンフレットを配布して周知を図る。 周知活動 ・県民の日富士吉田会場やその他の機会を通じて、たばこ対策に係る啓発チラシを配付する。
		地域で健康を守る組織への支援	自治会、食生活改善推進委員会、愛育会、学校、企業等と連携しながら各種課題に対応していく。	健康づくりに取り組みむ住民組織の数 管内食生活改善推進員協議会 12市町村、会員数: 856人(H28.3現在) 管内愛育連合会 6市村、班員数306人(H27.6現在)	食生活改善推進員協議会 愛育連合会 ・健康づくりを実施する地域組織として、会議・研修会等を通して、育成支援を実施した。	愛育連合会及び食生活改善推進員協議会への支援 ・栄養・食生活を通じた健康づくり活動を推進していくため、継続した支援が必要がある。 現状把握 ・共助活動の活性化を図るために、その他の健康づくりに関する地域組織を発掘していく必要がある。	愛育連合会及び食生活改善推進員協議会への支援 ・引き続き、会議・研修会等とおして健康づくり活動を実施する地域組織への育成支援を実施する。 現状把握 ・その他、健康づくりに関する地域組織について、現状を把握する。

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第2節 高齢者保健福祉	1 認知症高齢者対策	認知症初期集中支援チームの設置については、地域的な偏在やサポート医の確保が進まない市町村がある。 回生堂病院に認知症疾患医療センターが設置され、連携が必要である。	初期集中支援チームや地域支援員設置等各市町村における認知症施策推進状況について情報交換を実施。 市町村の認知症施策ワーキングに参加し、課題を把握、事業化に向けての相談	会議開催、相談件数 取り組み状況参照 相談件数2件	認知症地域連絡会(1/14)の開催 ・初期集中支援チームや地域支援員の設置等の市町村における認知症施策の進捗状況について情報交換を行った。 市町村の認知症施策ワーキングへの参加、課題を把握、事業化に向けての相談 ・早期発見に係る課題の把握、支援施策の事業化に向けての検討を行った。	認知症初期集中支援チームの設置については専門医の確保が進まないなど支援チームの設置に向けた地域的な偏在があることから助言支援が必要である。 平成28年4月、回生堂病院に設置された認知症疾患医療センターとの連携を図る必要がある。	認知症地域連絡会の開催 ・初期集中支援チームや地域支援員設置に向け、情報提供や支援を行う
	2 地域包括ケアシステムの推進	要介護等認定率は、14.0%と県平均(15.7%)より低いが、年々その割合が高くなり、軽度の高齢者の割合も上昇している。 管内高齢化率:27.2%(県 27.4%) 管内在宅ひとり暮らし高齢者の割合:10.6%(7,631人) 管内在宅寝たきり高齢者の割合:3.2%(1,597人) このため、介護予防に重点をおき、保健、医療、福祉の緊密な連携を図りながら、施設を支援する必要がある	地域包括支援センター打合せ会に参画し、市町村の実情や課題の把握		地域包括支援センター担当会議の開催 ・4回(5/18、8/17、11/16、1/14) 地域ケア会議への参画 ・アドバイザーを市町村に派遣し指導助言を行った。 制度理解を図るとともに総合事業の進捗状況を把握した。	平成29年4月からの総合事業の実施に向けて準備を進めているが、十分な準備が整っていないことから先進事例等を提供し支援する必要がある。	市町村の地域支援事業への移行に向けて支援をしていくなかで、進捗状況を把握し、情報を共有し、問題点をとらえて、市町村の実情に応じた支援を行う。 地域包括支援センター担当会議の開催 ・進捗状況を把握するとともに、新たなサービスの提供に向けた課題を明らかにする。
	3 良質な介護サービスの提供	介護サービスの円滑な推進と質の向上及び市町村が行う介護給付適正化の取り組みを支援するため、介護サービス事業者に対する実地指導等を継続して行う必要がある。	管内全ての介護サービス事業者を対象とした集団指導を毎年1回行うとともに、6年間の指定有効期間内に最低2回の実地指導等を行うことにより、介護サービスの円滑な推進と質の向上を図る。	改善率	集団指導の実施 ・制度の改正等について周知を図った。 ・232人 実地指導の実施 ・運営基準、各種加算要件等に調査・指導を行った。 ・141事業所	介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上。 地域の実情に応じたサービスの確保と質の向上が必要である。	集団指導の実施 ・制度の改正等について周知を図る。 ・250人 実地指導の実施 ・運営基準、各主加算要件等に調査・指導を行う。 ・119事業所
	4 高齢者の尊厳と権利擁護	平成23年度山梨県における相談・通報受理件数は4件であり、虐待と判断された件数は1件であった。高齢者の尊厳が保持されるよう、虐待の防止、身体拘束の解消や権利擁護の取り組みを促進する必要がある。	介護保険施設等における身体拘束の解消を目指し、介護サービス事業者への実地指導等を通じて、介護施設等従事者等に対し人権意識の啓発を推進する。 地域包括支援センター担当者打合せ等を通じ、高齢者虐待防止の中心的役割を担う市町村の取り組みを支援する。		実地指導の実施 ・身体拘束や高齢者虐待の防止に係る指導を行った。 ・141事業所	介護施設等従事者等に対し人権啓発研修会への参加を促す必要がある。	実地指導の実施 従事者の研修会の参加を助言する。

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第3節 障害者 保健医療福祉	1 発達障害者(児)の支援	発達障害児(者)支援には、保健・医療・福祉のほか、教育分野との緊密な連携が急務である。	「発達障害者支援検討会議」に、支援学校教員のほか小・中・高の特別支援コーディネーターや、学校現場の管理職クラスの参画を促し、会議、情報交換、グループワーク等により、教育関係者と問題意識の共有、醸成を行う。	支援コーディネーターの参加状況 H27年度 ・1回目:2校中2校参加 ・2回目:2校中2校参加	富士・東部圏域発達障害者支援検討会議を2回(8/21、1/29)開催した。 ・市町村職員、福祉施設担当者、小・中・高の教職員等の多職種の参加があった。 ・グループワークを行い、保健・福祉・教育分野の連携を図った。	幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制の整備を図るため、保健・福祉・教育分野の現状や課題等相互の理解をより深め、連携の充実に図る必要がある。	富士・東部圏域発達障害者支援検討会議の開催 ・学校関係者等の教育分野の出席を促し市町村毎に保健・福祉・教育分野の連携及び切れ目のない支援体制が図れるよう助言する。
	2 心身障害者(児)の摂食・嚥下への支援	富士・東部地域に歯科救急および摂食・嚥下相談指導の拠点となる富士・東部口腔保健センターがH25年4月に開設される。	心身障害者(児)の歯科診療の拠点となる富士・東部口腔保健センターの周知を行う。		障害者自立支援会議に参加し、チラシを用いて富士・東部口腔保健センターの機能及び役割を説明した。	更なる周知を行う必要がある。	周知活動 ・引き続き、障害者及びその家族への周知不足解消のため、障害者自立支援協議会等を活用して、富士・東部口腔保健センターの周知を行う。
第4節 精神保健医療福祉	1 相談、早期受診の推進	管内の精神科医療機関が偏在しており、適切な精神科医療につながるまで時間を要したり、圏域外の医療機関を利用したりしているため精神科へのアクセスの向上を図る必要がある。	市町村や相談支援事業所等が行う精神障害者やその家族に対する相談について、技術的な支援、助言等をおこない、質の向上や維持に努める。	精神保健福祉相談実績 相談実績 一般:電話相談:370件 来所相談:81件 医師相談:1件 訪問指導:168件 老人:電話相談:34件 来所相談:4件 医師相談:1件 訪問指導:5件	技術支援、助言 ・市町村や相談支援事業所、地域活動支援センター等に対し、相談の質の向上を図るため技術支援、助言を行った。	技術支援、助言 ・処遇困難事例や危機介入等、市町村保健師等の対応力、マネジメント力を高める必要がある。	技術支援、助言 ・市町村及び関係機関の要請に応じて相談、訪問、ケア会議等に連携して対応する。 ・研修等を実施する中で、対応力のスキルアップを図る共に、市町村及び関係機関の専門職等の質の維持向上を図る。
	2 地域の支援体制の整備	管内における障害福祉サービス提供事業所や相談支援事業所が偏在しており、サービスの確保または補完機能が必要であるため(「施設偏在」の状況を確認)精神障害者の地域生活支援体制を整備する必要がある。	精神障害者の地域移行、地域定着支援が円滑に行われるよう、相談支援事業所等に対して情報提供を行い、必要に応じて同行などの技術的な援助を行う。 また相談支援事業所に社会復帰対策として精神障害者地域移行支援事業、社会適応訓練事業など、精神障害者の自立と社会参加を支援する地域自立支援協議会と協働して、精神障害者の地域生活を支える体制整備を推進する。		・精神科病院に対して、地域移行支援事業の事業説明会を実施した。また、グループ支援し、入院中の精神障害者に対して地域資源等の説明を行った。 ・関係機関や地元大学等と連携しながら地域移行のDVD作成に取り組んだ。	・ピアサポーターのスキルアップを図るなど、活動の基盤強化等を行っていく必要がある。	体制づくり ・説明会を実施し、事業の円滑な推進を図る。 ・DVDを完成させ、入院中の精神障害者を始め関係機関の職員に周知する。

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績(:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第5節 自殺防止対策	1 自殺防止対策行動指針の推進	管内の自殺率が県内でもっとも高い水準であるため、自殺予防対策の充実を図る必要がある。	ストレス対策及び自殺予防対策として、地域セーフティネット連絡会議を通して地域住民、事業所、警察など関係機関との連携事業およびこころの健康づくりに関する普及啓発を推進する。	関係機関による「こころの健康づくり」に関する事業実施状況 取り組み状況参照 山梨県地域自殺対策緊急強化事業実施 市町村数 平成27年度: 管内5ヶ所/12ヶ所中	・自殺対策市町村担当者会議開催 1回(9/21) ・地域セーフティネット会議開催 1回(10/27) ・ゲートキーパー指導者養成研修会開催 1回(12/8) ・出張メンタルヘルズ講座開催 5回(6/22.11/28.1/20・21.3/25)	・自殺者、企図者の現状や課題について分析を行い、関係機関が連携して導き出す必要がある。	・市町村担当者会議 ・地域セーフティネット会議 ・ゲートキーパー指導者養成研修会 ・出張メンタルヘルズ講座 ・自殺企図者に関する研修会 ・山梨県地域自殺対策強化事業(市町村)への協力。
			青木ヶ原における自殺防止対策を関係機関と協働で推進する。 自殺の要因となり得る借金、雇用労働問題、経済的問題等に取り組み民間団体との協働に取り組み。		・青木ヶ原ネットワーク会議開催(8/3) ・樹海ウォークの開催(8/23) ・いのちをつなぐボランティア養成講座の開催(3/17)	・県や市町村、民間の関係団体等と協力しながら、事業の効果検証を行う中で課題解決に長期的に取り組み必要がある。	自殺対策の推進 自殺者数の減少に向け、取り組みを進めていく。 ・青木ヶ原ネットワーク会議 ・樹海ウォーク:8/21開催予定 ・いのちをつなぐボランティア養成講座
第6節 母子保健福祉	1 長期療養児への支援	障害や疾病(疑い)を持つ乳幼児や保護者に対して、適切な療養を確保するため支援が必要である。 H26年度末小児慢性特定疾患治療研究事業医療受給児:130人	長期療養児等療育相談事業の実施(学習会、交流会など)を通じて、特性に応じた支援や心身の発達過程、疾患等に関する正しい知識の普及啓発を図る。		交流会の開催 ・平成28年3月17日に内分泌疾患児の保護者を対象に交流会、学習会を実施した。	交流会の実施 ・同一疾患の患者及び保護者の交流会に向けて他保健福祉事務所と連携、検討しながら実施する必要がある。	交流会の開催 ・開催可能な疾病について検討し、開催していく。
		2 妊娠中の健康管理	富士・東部地域では、低出生体重児割合が全国・県に比べて高い。 全国9.6、山梨県11.2、当管内14.5 (H22年人口動態)	担当者会議、母子保健推進会議の実施を通じて市町村と協同して妊娠届を機会とした保健指導等その後の支援の体制づくりを推進する。 妊娠中の禁煙、防煙指導を行う。	妊娠11週以下での妊娠届出率 86.7% 低出生体重児の出生割合 管内14.5(人口動態)	市町村母子保健担当者会議 ・2回(6/29、12/8)開催した。 ・妊娠中からの医療機関との連携の必要性について検討を行い課題を抽出した。 ・低出生体重児や若年妊娠等に関する対策として、思春期への地域保健と学校保健の連携した取り組みの推進する重要性を共有した。 産後ケア事業推進委員会作業部会(県健康増進課主催)への参加 ・1回(H27.3.6)参加した。 ・市町村、における、妊娠届出時からの係わりの重要性、ハイリスク妊婦に対する医療機関との連携の重要性が共有された。	妊娠～思春期までのきれめない支援 ・地域保健と学校保健の連携した取り組みを推進していく必要がある。 市町村と医療機関の連携強化 ・妊婦健診、助産等妊婦への支援を実施している医療機関(山梨赤十字病院、富士吉田市立病院、都留市立病院)と市町村において、担当者会議等の機会を通じてハイリスク妊婦への適切な支援について検討していく必要がある。
	3 不妊(不育)症への支援	特定不妊治療費助成制度申請は年々増加傾向にある。(H21年度129件 H23年度168件)	不妊に悩む方への特定治療支援事業の周知を図り、活用を促す。 女性健康相談を実施する。必要に応じて、不妊専門相談センター「ルピナス」を紹介していく。	相談件数 ・相談件数:62件 ・申請組数:132件 ・給付件数:181件	不妊に悩む方への特定治療支援事業の推進 ・事業の周知を図り、活用を促した。 ・女性健康相談を実施し、必要に応じて不妊専門相談センター「ルピナス」を紹介した。	不妊に悩む方への特定治療支援事業の推進 ・不妊に悩む方への特定治療支援事業については、助成対象治療の拡大(男性不妊治療)や上限額、助成回数等の改正があったことから、その改正内容の周知が必要である。	不妊に悩む方への特定治療支援事業 女性健康相談

【第2章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績(:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第6節 母子保健福祉	4 児童虐待防止	児童虐待件数は他地域と比較すると少ないが県の児童虐待の通報件数は増加しているため、今後も対応を継続する必要がある。 虐待の原因になる産後うつへの支援体制が構築されていない。	市町村要保護児童地域協議会に参加し、継続して児童虐待の周知を図る。また、ネットワークの円滑な体制を維持していく。管内の産後うつの現状を把握し地域の支援体制の構築を図る。		市町村要保護児童地域協議会への参加 ・設置数12市町村うち出席6回 ・褥婦に対してEPDS(エジソン産後うつ質問票)を実施している市町村の割合 3/12市町村中【H27年度山梨県母子保健事業報告】	虐待の解消を図るためには、早期発見、適切な対応が求められることから協議会における適切な運営ができるよう助言する。	市町村要保護児童地域協議会の出席 ・継続して出席し、児童虐待の周知を図る。
	5 学校保健との連携	多様化する児童生徒問題に対して学校、家庭、医療機関が連携する体制づくりを行う必要がある。	担当者会議、母子保健推進会議の実施を通じて関係者、機関との連携を図るとともに、出前講座、病態栄養相談等の事業の紹介を行う。	肥満傾向児童生徒の割合(山梨県肥満及び学校歯科保健に関する実態調査結果) 肥満度20%以上の出現率【H26年度】 ・北都留 小学校 9.8% 中学校 11.2% ・大月 小学校 12.0% 中学校 10.8% ・富士吉田 小学校 9.5% 中学校 11.4% ・南都留 小学校 9.3% 中学校 10.9%	母子保健推進会議 ・2回(10/14、2/24)開催した。 ・『H26年度山梨県肥満及び学校歯科保健に関する実態調査』によると、管内全ての小中学校において、肥満傾向児の出現率が県平均を上回ったことから、今後の解消に向けた実施方針等について検討を実施した。	学校保健と地域保健の連携強化による学童、思春期保健への対応 ・引き続き、学童期、思春期への保健対策強化のために学校保健と地域保健が連携して取り組んでいく必要がある。	母子保健推進会議 ・年1回以上開催する。 ・教育機関の積極的な参加を求めるとともに、各所属での取組状況の共有を図るとともに、市町村、学校等との横断的な連携を推進する。
第7節 難病等	1 特定疾患患者への支援	56疾患の特定疾患医療受給者数は708人(平成23年度末現在)であり、年毎に増加の傾向が見られる。難病患者は療養生活が長期にわたることが多く、特に医療介護依存度が高い難病患者に対して、安定した療養生活の確保とQOL(生活の質)の向上を図る必要がある。	医療、介護等については地域支援対策推進事業により相談を受けるとともに訪問による対応を行う。 特定疾患治療研究事業における医療給付。	相談件数、訪問件数 相談:534 訪問:79件	特定疾患患者への支援 ・新規申請者、継続受給者に対して地区担当保健師を中心に、面接相談、家庭訪問を実施。 難病支援検討会 ・11回開催し支援の方向性について検討を行った。 (5/13,6/8,7/10,8/5,9/1,10/15,11/25,12/25,1/5,2/3,3/16)	特定疾患患者への支援 ・市町村保健師等と連携を図りながら支援を行う必要がある。	特定疾患患者への支援 ・引き続き、家庭訪問、検討会を実施しよりよい支援を行っていく。
	2 在宅療養生活への支援	若年筋・神経系疾患の難病療養者の介護について、対応できる介護保険施設、身体障害者施設は少なく、病院も社会的入院はできない。 多くの介護者は保護者であり、高齢化にともない身体的な負担が大きく、一時入院の希望、必要性がある。	在宅人工呼吸器使用患者等支援事業、在宅人工呼吸器使用患者支援事業(H27年4月1日から名称変更)について事業の利用を希望する患者の対応を行う。 山梨県在宅人工呼吸器使用患者支援事業の利用者1名。	人工呼吸器使用患者等一時入院受入医療機関数 県内13施設うち管内2施設 山梨県在宅人工呼吸器使用患者支援事業の利用者1名。	在宅人工呼吸器使用患者等支援事業 ・利用者はいなかった。 在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ・実施実績は、利用者1名であった。	療養者が必要な時に活用できるよう事業の周知を図っていく必要がある。	在宅人工呼吸器使用患者等支援事業、在宅人工呼吸器使用患者支援事業 ・必要な患者が事業を活用できるよう、患者及び家族、関係機関等に対し周知を図る。
	3 緊急時に備えた支援	災害緊急時の難病患者の支援体制の整備が進んでいない。	在宅難病患者への災害時の備え、対応について相談支援を実施する。	個別支援計画作成状況	災害時要支援台帳の作成 ・災害時要支援台帳の整備を図った。23名(・ALS:12名・特発性間質性肺炎:在宅酸素11名)	災害時要支援台帳の作成 ・早期に必要な者の災害時支援台帳整備を実施していく必要がある。	災害時要支援台帳の作成 ・市町村との連携及び難病患者への家庭訪問等の関わりをとおし整備を実施していく。

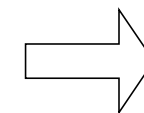
【健康危機管理、安全な生活環境の整備】

健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報連絡、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時からマニュアルの見直しや研修、訓練等を実施する必要がある。

医薬品等の安全性確保と適正管理を図るため監視指導の充実、薬物乱用防止指導員地区支部協議会と連携した地域での啓発、指導活動が必要。

食品の安全性の確保と県民の健康を保護するため、監視指導や食品の収去検査の実施等食品衛生行政の推進が必要。

レジオネラ属菌、水道水による健康被害の発生防止を目的とした公衆浴場等の監視・指導、水質を監視し、水道事業者が行う安全性確保対策を支援する必要がある。



- 14 健康危機管理体制
(新型インフルエンザ等新感染症への対策を含む)
- 15 災害医療(大規模災害時医療救護体制整備)
- 16 医薬品の安全管理対策
- 17 薬物乱用防止対策
- 18 食品の安全確保対策
- 19 生活衛生対策

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第1節 健康危機管理体制 (新型インフルエンザ等感染症への対策を含む)	1 関係機関による連携協力体制の強化	健康危機管理対策が適切に実施されるよう、情報収集、初動措置、関係機関との連携など、迅速かつ円滑な組織運営となるよう、平常時から危機管理意識を高める必要がある。	所内研修、所内BCP確認、対応訓練を実施する。 関係機関への必要な情報を提供する。 対応に必要な危機管理対応資材の備蓄、管理を行う。 24時間電話相談窓口を開設する。	所内研修会 対応訓練の実施 取り組み状況参照	・エボラ出血熱発生対応訓練実施した(6/5)。 ・高病原性鳥インフルエンザ防疫演習(東部家畜保健所合同)を実施した(11/13)。 ・「山梨県大規模災害時医療マニュアル」に基づき情報伝達訓練を実施した(11/27)。 ・地域の保健医療情報の集約機関として休日、夜間を含めた対応(電話による)を行った。 対応件数29件(内緊急対応5件)	感染症発生対応訓練 平時から関係機関と連携を図り計画的に訓練を実施していく必要がある。 情報伝達訓練 ・EMIS入力については多くの所属で不備があり継続研修が必要である。 ・医療救護班の派遣について多くの市町村が医師会等との協定が進んでいない。	各種感染症発生対応訓練の実施 ・高病原性鳥インフルエンザ防疫演習等 情報伝達訓練の実施 休日夜間24時間電話相談窓口の開設
	2 新たな感染症対策	新型インフルエンザ行動計画に基づく医療体制を整備する必要がある。 新型インフルエンザ行動計画に基づく関係機関との連携を行う必要がある。	新型インフルエンザ行動計画に基づき医療機関や医師会、初期診療(外来)協力医療機関、入院医療機関の確保等医療体制整備を引き続き進めていく。 所内体制の整備、関係機関や住民への最新情報提供を行う。関係機関を含めた対応訓練を実施する。	関係機関対策会議の開催 関係機関との対応訓練の実施 取り組み状況参照	新型インフルエンザ等対策会議の開催 ・1回(11/30)、関係機関へ県ガイドラインの周知と各関係機関におけるBCP策定ができるよう情報提供を行った。 新型インフルエンザ等対策市町村担当者会議 ・1回(11/16)開催。各市町村におけるBCP策定に向け市町村の役割等を確認した。	新型インフルエンザ等対策会議 ・管内の課題を明確にし、感染症発生時にはすみやかに出来るよう準備を行う必要がある。 ・保健所BCPの改正を行う必要がある。	新型インフルエンザ等対策会議 ・年1回以上開催し、管内の体制をより具体化する。 ・計画に基づき当保健所BCPを改正する。 新型インフルエンザ等対策市町村担当者会議 ・必要に応じて開催する。

【第3章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第2節 大規模災害時医療	1 大規模災害への対応	各市町村が設置運営する救護所について、必要な物品の準備が不足している。	各市町村に対して必要な物品の準備を要請するとともに、必要な情報の提供(必要な物品の例示)を行う。		救護所物品の把握を行った。 ・平成26年度に各市町村が医療再生基金により整備した物品について過不足分を確認した。 大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練)を実施した。 大規模災害発生時に各所属内での動きを確認した。 平成27年度から管内全ての病院・市町村がEMISに加入したことを受け、できる限りEMISを活用した。	救護所物品の把握 ・10市町村において物品の不足が見られた。 大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練) ・医療救護所設置に関して、市町村内で他部署との連携を図る必要がある。 ・医療機関においても、院内の被害状況確認手順に熟度の差が見られた。 ・EMISについて、入力に苦慮した所属があった。	救護所物品の把握 ・引き続き物品整備状況を把握し、フィードバックすることで、各市町村において必要物品の整備を促す。 大規模災害時医療救護訓練(情報伝達訓練) ・更新された山梨県大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、訓練を実施する。 ・EMISにかかる操作研修等を実施する。
		生活保護受給者の内、要援護者の支援体制について町村担当者と確認が不十分である。	居住する生活保護受給者の情報を町村と共有しながら、生活保護事務を進め、災害時要援護者の情報共有体制を確立する。	要援護者に該当する生活保護受給者で関係者が情報共有している者の数	生活保護の新規受給者の相談には、町村担当者と共同であったり、情報の共有を図った。	身寄りのいない生活保護者の情報を町村と共有し、適切に対応を行う必要がある。	生活保護受給者の支援にあたっては、町村担当者と連携を図るとともに、新規受給者の相談には、共同であったり、情報の共有を図る。
		災害時要援護者支援の取組の主要な要素となる「個別計画」(要援護者と避難支援者との関連を具体的に示す個別支援計画)が策定されていない。未策定であるため、有事の対応に混乱を来す恐れが高い。	富士・東部地域防災アクションプランのワーキング等に参画し、避難支援の障壁となる「個人情報の収集・共有をはかり、個別計画作成に向けた助力を行う。	個別支援計画を作成している市町村数	【福祉課(福祉担当)】 知的・身体障害者	早期に個別支援計画を策定する必要がある。	市町村防災担当課及び福祉担当課に対し策定にむけた助言を行う。
					【長寿介護課】 高齢者 認知症患者	【避難】 介護サービス利用高齢者の避難 認知症患者の避難	会議等を通じて助言する。
					【地域保健課】 精神障害者	支援方法について市町村に対し助言等していく必要がある。	会議等を通じて助言する。
【健康支援課】 難病患者 医療依存度の高い患者(ALS,在宅酸素を使用している患者)の台帳整備を行った。	【難病】 ・特定医療費(指定難病)助成制度の対象疾患が、平成27年1月、7月に拡大となり、現在306疾患となっている。 ・引き続き個別支援計画が必要な対象疾病者について台帳を整備していく必要がある。 また、有事の際の市町村への情報提供方法について検討していく必要がある。	【難病】 ・個別支援計画が必要な対象疾病者について台帳を整備していくとともに、有事の際の市町村への情報提供方法について検討していく。					
被災時に特別な配慮を要する障害者を受け入れることができる施設として市町村と協定を締結を結んだ施設が少なく(大月市に2箇所あるのみ)災害発生時に施設が確保されていないと支援体制が構築できない。	引き続き市町村・福祉施設に向けて趣旨の説明を行い、協定締結の依頼を行う。	市町村と協定を締結する施設数 (H24年度末:2箇所) H27年度末協定締結 63箇所	市町村に向けて趣旨の説明を行い、協定の締結をするよう助言を行った。 H27年度末協定締結 63箇所	市町村及び福祉施設に趣旨の説明を行い、協定の締結をするよう助言する。	引き続き市町村・福祉施設に対して趣旨の説明を行い、協定締結を進める。		

【第3章】

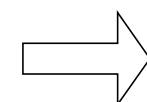
節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第2節	大規模災害への対応	大規模災害が懸念されるため介護保険施設等における防災対策の強化が必要である。	全ての市町村担当者に対し、集団指導において、災害対策に係る周知を行う。 介護保険事業者に対して実地指導において、非常災害対策の整備状況を確認する。	集団指導 232人 実地指導 141事業所	集団指導の実施 ・H27年度:232人が受講 ・管内全ての市町村担当者、介護保険事業者に対し、災害への備蓄及び対策について説明した。 実地指導の実施 ・H27年度は管内の141事業者に対して災害時の防災計画の策定について確認した。 ・防災資機材の整備状況について確認し、必要な助言を行った。	実地指導の実施 ・小規模な介護保険事業者に対しては、災害時の防災計画の策定、防災資機材の整備を図るため、助言を行う必要がある。	集団指導の実施 ・引き続き「やまなし防災アクションプラン」に基づいた、防災計画の構築に向けて指導を行う。 実地指導の実施 ・引き続き「やまなし防災アクションプラン」に基づいた、防災計画の構築に向けて指導を行う。
第3節	医薬品の安全管理	安全で安心な医薬品が供給されるため医薬品等の品質確保対策を行う必要がある。 医薬品等関係施設 646施設	薬局や医薬品等販売業者や医薬品等製造業者への継続した立入りを実施する。 医療機関等へ医薬品に関する情報提供を迅速に行う。	監視数 H27年度:107件 (内訳) 薬局:34件 店舗販売業:26件 その他:47件	立入検査の実施 ・医薬品販売業の許可更新時には、他法令の適用状況も踏まえ調査を行った。 ・医薬品的効能効果を標榜する健康食品の広告やポップについては、速やかな店頭撤去を指導した。	安全で安心な医薬品が供給されるよう、今後も引き続き立入検査を実施する必要がある。	立入検査の実施 ・有資格者による店舗管理の有無についても立入して検査を実施する。
		毒物劇物関係施設 107施設	毒劇物取扱施設への継続した監視指導を実施する。	監視数 H27年度:31件 (内訳) 製造業:2件 販売業:29件	立入検査の実施 ・農薬危害防止運動の実施に併せ効率よく検査を実施した。	毒物劇物による危害防止のため、今後も引き続き立入検査を実施する必要がある。	立入検査の実施 ・農政部局が行う事業と日程が重ならないように定期的な立入検査を実施する。
	薬物乱用防止対策	普及啓発の推進 ヤング街頭キャンペーン	街頭キャンペーン等を継続して実施し、普及啓発に努める。	キャンペーン開催数 H27年度:1回実施	キャンペーン等の実施 ・6.26ヤング街頭キャンペーン(6/27)や県民の日富士吉田会場(10/3)などで、危険ドラッグの認知を高めるための啓発活動を行った。	近年ネット等が汎用されていることから、若年齢層による危険ドラッグの入手・乱用が危惧される。	キャンペーン等の実施 ・青少年及び保護者に有害薬物の正しい知識を伝え規範意識を醸成するためのキャンペーン等を実施する。
	薬物取扱施設に対する指導の強化 麻薬及び抗精神薬関係施設354施設	麻薬等の取扱いのある薬局及び医療機関等への継続した立入りを実施する。	立入検査数 H27年度:22件 (内訳) 病院等:14件 薬局:8件	立入検査の実施 ・麻薬廃棄の立会いや抜き打ち検査を行い、帳簿と現在量の乖離を確認した。	麻薬等の不正使用や不正流通防止のため、今後も引き続き立入検査を実施していく必要がある。	立入検査の実施 ・麻薬等の取扱い施設に対し、定期的な立入検査を実施し、麻薬取扱いの事務や盗難対策の適正化について指導する。	
	薬物関連事業の充実 県民、乱用者等への相談、指導 中学校、高校への指導啓発 薬物乱用防止指導員協議会への支援(研修)	出前講座等による講習会を利用した指導啓発を行う。 薬物乱用防止指導員協議会、研修を毎年実施する。	薬物乱用防止関係講習会 H27年度:7回 薬物乱用防止指導員協議会 H27年度:1回 薬物乱用防止指導員研修 H27年度:1回	出前講座の実施 ・小中学校からの依頼に基づき薬物乱用防止の啓発ができた。 薬物乱用防止指導員協議会の開催 ・1回実施し、本年度の活動方針、ヤング街頭キャンペーンの実施について打ち合わせをした。 研修会を実施し指導員の資質向上を図った。	薬物乱用を防止するために、今後も引き続き啓発を実施する必要がある。	出前講座の実施 ・引き続き、出前講座の依頼に対応する。 薬物乱用防止指導員協議会を年1回開催する。 薬物乱用防止指導員に対する研修会を年1回以上実施する。	

【第3章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第4節 食品の安全確保対策	1 食品の安全確保対策	食品衛生監視指導計画の実施と流通食品等の安全性の確保 許可を要する営業施設数:5480件 許可を要しない施設数:1659件	食品衛生監視指導計画に沿った施設監視を実施する。 宿泊施設を中心とした集中監視等の一斉監視を実施する。 食品衛生監視指導計画による計画的な収去を実施し、食品製造における安全性を監視する。	立入検査数 H27年度 ・許可施設の監視件数:1082件 ・許可不要施設の監視件数:215件 ・集中監視:3回 (156施設、ふきとり検査611箇所) ・食品収去検査等の実施数:17回 (収去数45検体、ふきとり365箇所)	食品衛生監視指導計画に基づく監視の実施 ・平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画第5で定める重点的監視事項としてHACCPを用いた衛生管理手法の導入について普及を図った。	平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画第5及び第11において、将来的に義務化が予想されるHACCPを用いた衛生管理の推進が掲げられているところであるが、中小規模事業者を中心に普及を図る必要がある。	食品衛生監視指導計画に基づく監視の実施 平成28年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づき、効率的・効果的な監視を行い、食品事故を未然に防止するとともに、HACCPの衛生管理手法の導入をさらに普及する。
		食品等事業者の自主衛生管理の推進	食品衛生責任者実務講習会等の講習会を通じてHACCP方式等の食品衛生管理の自主管理体制を啓発する。	食品衛生責任者実務講習会 H27年度:13回 (1008人) その他食品講習会:33回(1735人)	自主衛生管理の推進 ・平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画第5及び第11に基づいて自主的な衛生管理の推進を図るとともに、講習会を利用してHACCPの衛生管理の普及啓発を行っていく。	HACCP方式の食品衛生管理の自主管理体制を推進するため、今後も引き続き講習会の開催等により普及啓発を図る必要がある。	自主衛生管理の推進 ・富士河口湖町・鳴沢村、都留市・上野原市(秋山地区)の食品衛生責任者約1300人を対象に実務講習会を開催し、食中毒予防のための最新の情報を提供する。
		食中毒発生時の対応	県外からの宿泊客が患者となる事例が多いことから、患者把握を含めた調査を速やかに行う。	食中毒発生状況 H27年度:3件、48人 (内訳) 飲食店:2件、17人 旅館:1件、31人	食中毒発生時の対応 ・平成27年度山梨県食品衛生監視指導計画に基づいて、健康被害の拡大防止や原因究明調査を実施した。	ウイルス性食中毒において不顕性感染の従業員が食品を汚染し原因となることが多く、その対応に苦慮している。また、当所管内は観光地であることから、宿泊施設で発生があった場合、滞在日程中に調査を行なう必要があり、拡散防止を図るとともに早急な対応が必要となる。	食中毒発生時の対応 ・食中毒と感染症の両面から調査を実施し、原因究明や健康被害の拡大防止を図る。
		住民への情報提供	食中毒防止等について広報等による住民への周知を実施する。	市町村広報へ掲載 H27年度:1回(食品衛生月間に12市町村)	広報活動の実施 ・食中毒多発シーズンを迎える夏期に市町村へ広報紙への掲載を依頼するとともに、大型量販店において一般消費者への啓発活動を行った。	食中毒予防等に関する正しい知識の普及のため、今後も引き続き広報活動を実施する必要がある	広報活動の実施 ・8月の食品衛生月間に合わせて市町村広報へ掲載依頼する。また、大型量販店等で一般消費者を対象に食中毒予防の普及啓発を図る。
第5節 生活衛生対策	1 生活衛生	生活衛生関係営業施設、公衆浴場及び旅館等の入浴施設のサービスが衛生的に提供される必要がある。 理容所286施設 美容所498施設 クリーニング関係259施設 旅館 1565施設 公衆浴場 95施設	美容、理容やクリーニング施設の監視指導を実施する。また、入浴施設に対してレジオネラ対策を指導し、研修会を設けて啓発を行う。	立入検査数 H27年度361件 (内訳) 理容所:4回 美容所:26回 クリーニング関係:4回 旅館:323回 公衆浴場:4回	立入検査の実施 ・生活衛生関係施設に対する指導を随時実施した。 ・無資格者による美容行為の監視指導を実施した。 レジオネラに係る衛生管理講習会の実施 ・富士吉田市及び西桂町の宿泊施設を対象に1回、福祉施設等を対象に1回開催した。	平成27年度にレジオネラ症防止対策マニュアルが改定されたことから、これを関係施設に周知させる必要がある。	立入検査の実施 ・生活衛生関係施設に対し、定期的に立入検査を実施する。 レジオネラに係る衛生管理講習会の実施 ・本年度は公衆浴場を対象とし、マニュアル改定の周知を行う。
		特定建築物、プールにおける衛生管理向上を推進する必要がある。 特定建築物 64施設 プール 22施設	ビルやプール等の定期的な調査指導を実施し、衛生管理の自主的な管理徹底を行う。	立入検査数 H27年度:28回 (内訳) 旅館:14回 プール:8回 その他:14回	立入検査の実施 ・管理状況の確認及び無届事業者への指導を行った。	届出以後の管理運用状況について指導を行う必要がある。	立入検査の実施 ・届出後の監視を行い、必要に応じて指導を実施する。
		山梨県水道水質管理計画に基づく水道水の安全確保 水道等施設数168施設 (平成26年度)	水道水の水質監視や、水道水の収去検査を実施し、その安全を確保する。 山梨県水道災害危機管理マニュアルに基づき、訓練等を年一回以上実施する。	立入検査・実施数 H27年度 ・監視指導数:26回 ・水道事業防災訓練:1回	立入検査の実施 ・水道事業者への計画的な立入及び収去検査を実施し、水道水の安全確保に努めた。 水道事業防災訓練の実施 ・山梨県水道水質管理計画に基づき、年1回の訓練を実施し、発災時に備えて課員への周知を行った。	水道水の安全・安心の確保を図るため、今後も引き続き立入検査を実施する必要がある。	立入検査の実施 ・水道事業者への立入及び収去検査により水質の安全確保と安定供給に努める。 水道事業防災訓練の実施 ・山梨県水道水質管理計画に基づき、年1回の訓練を実施する。

【保健医療福祉の人材の確保と資質の向上】

多様化するニーズに対応できる保健医療福祉従事者を育成するため、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、介護支援専門員連絡協議会等との連携のもと研修会の実施や教育マニュアルに基づき人材育成を行う必要がある。



20 人材育成支援

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第1節 人材育成	1 人材育成	住民の多様なニーズに対応できる保健医療福祉従事者育成のための研修会等を地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員等の関係団体と協働で開催する必要がある。	【健康支援課】 職種別会議、研修会 ・特定給食施設等に従事する職員研修会 ・調理師研修会 ・栄養士研修会 ・行政栄養士研修会 ・保健師現任研修会	受講者数、率 取り組み状況参照	<ul style="list-style-type: none"> ○給食施設従事者研修会 ・8/12(管内給食施設従事者200人参加) 衛生管理、健康づくり、H26県民栄養調査結果、災害時のための平常時の備えについての講演・事例発表を実施 ○新人・一般調理師研修会 ・9/30(新人10人、一般5人参加) ○病態別栄養指導事業(集団研修会) ・1/20「口から食べ続けることを支援するための研修会」(他職種55人参加) ○行政栄養士業務検討会(全4回) ・市町村行政栄養士13人を対象として、健康づくり・栄養改善についての情報交換を実施した。また、各市町村から出された課題について研修会を実施した。 6/12(10人) 10/28(6人) 1/6(8人) 3/1(8人) 保健師現任教育 新任期保健師研修(2回) 7/10(5人) 8/4(9人) 中堅期・リーダー-期保健師研修会(3回) 7/14(21人) 9/9(20人) 11/10(20人) 代表保健師会議 5/20(12人) 全期保健師研修(保健師業務研究会)2回 5/11(30人) 3/14(32人) 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定給食施設従事者研修会 ・給食施設が抱える課題について、解決方法を検討していく必要がある。 ○調理師研修会 ・実施方法を改め、調理師会未加入者の参加を募る必要がある。 ○施設種類別研修会 ・施設の種類別に抱えている課題について、解決する必要がある。 ○行政栄養士研修会 ・経験年数に応じた支援を行なっていく必要がある。 ・新任期が多いため、県の新任期研修と連動させてもバックアップしていく必要がある。 保健師現任教育 ・研修後の各所属内での取り組み継続が出来ていないため、管理期保健師とともにOJTに結びつける仕組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定給食施設従事者研修会 ・食品衛生、健康づくり対策について実施する。 ○調理師研修会 ・新人調理師の免許交付式と併せて実施するとともに、対象を広げて、調理師全体の質の向上に努める。 ○施設種類別研修会 ・巡回指導から見えてきた課題を報告し、施設種類別(病院、特養・ろうけん、児童福祉施設、事業所等)の解決方法を模索する。 ○行政栄養士研修会 ・業務検討会を年4回実施する。 保健師現任教育 ・新任期保健師研修 ・中堅期・リーダー-期保健師研修会 ・代表保健師会議 ・全期保健師研修(保健師業務研究会)
			【長寿介護課】 職種別会議、研修会 ・管内介護支援専門員研修会への協力	受講者数、率 平成27年度取り組み状況参照	<ul style="list-style-type: none"> 地域ケア会議の参画 ・市町村の会議に参加し情報提供及び指導助言を行った。 ・14回 主任介護支援専門員会議への協力 ・資質向上に向け、必要な助言を行った。 ・6回 	管内地域包括支援センターが行う介護支援専門員及び主任介護支援専門員の研修の充実を図る必要がある。	介護支援専門員研修会への支援 ・関係機関と連携を取りながら、資質の向上を図られるように支援を行っていく。
			【福祉課】 職種別会議、研修会 ・母子自立支援意見交換会 ・郡内地区福祉事務所生活保護担当者会議	母子・父子自立支援員会議への参加 郡内地区生活保護担当者会議への参加 取り組み状況参照	平成27年8月6日に母子自立支援員意見交換会を開催した。 H28年2月2日に担当者会議に参加した。	市の母子自立支援員は一人であるため、困難事例の支援方法等のノウハウが不足していることから情報交換をい相談体制の向上を図ることが必要である。	母子自立支援員業務意見交換会を開催し、より一層の情報交換を行い母子自立支援員の相互連携を図る。 郡内地区生活保護担当者会議・年1回参加し、情報交換する。

【第4章】

節	項目	現状と課題	保健福祉事務所(保健所)の取り組み	指標および実績 (:指標、 :実績)	平成27年度の取り組み状況	課題等	平成28年度事業
第1節 人材育成	1 人材育成	住民の多様なニーズに対応できる保健医療福祉従事者のための研修会等を地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、介護支援専門員等の関係団体と協働で研修会を開催する必要がある。	業務別会議、研修会 ・多職種人材育成研修会(在宅療養支援) ・母子保健担当者研修会、会議	受講者数、率 取り組み状況参照	在宅医療多職種人材育成研修会 ・2回(1/20、3/24)開催し、それぞれ55名、101名が参加した。 母子保健担当者会議 ・2回(6/29、12/8)開催し、それぞれ20名、19名が参加した。 母子保健推進会議 ・2回(10/14、2/24)開催し、それぞれ25名、23名が参加した。	在宅医療多職種人材育成研修会 ・引き続き、在宅医療を担う医師、看護師等やヘルパー、ケアマネージャー等の介護関係従事者に対して在宅療養者の状況に応じた支援方法の検討、顔の見える関係づくりの場となるよう実施していく。 各市町村における課題の共有、取組の情報交換を図るため、テーマ設定し担当者会議、推進会議を定期的に開催する。 ・母子保健担当者会議 ・母子保健推進会議 ・母子保健関係者研修会	母子保健担当者会議 母子保健推進会議 ・各市町村における課題の共有、取組の情報交換を図るため、テーマ設定し担当者会議、推進会議を定期的に開催する。 ・母子保健担当者会議3回 ・母子保健推進会議2回 ・母子保健関係者研修会1回
			業務別会議、研修会 ・地域セーフティネット連絡会議 ・自殺対策市町村担当者会議 ・ゲートキーパー養成指導者研修会	参加者数、受講者数、率 取り組み状況参照	自殺対策市町村担当者会議の開催(9/8) 管内市町村の自殺の実態把握をする。 富士・東部地域セーフティネット連絡会議の開催(10/27) 市町村において、ゲートキーパーを養成することを確認した。 ゲートキーパー養成指導者研修の開催(12/8) 管内の関係職員約30名を養成した。 山中湖村にて独自で人材養成の技術支援(2/23)。	今後も引き続き効果的な自殺防止対策が実施出来るよう、関係機関と連携を図る。	自殺対策市町村担当者会議 ・地域セーフティネット連絡会議 ・ゲートキーパー養成指導者研修等
			ソーシャルキャピタルの核となる住民対象の研修会 ・食生活改善推進員代表者研修会 ・管内愛育連合会班員、理事研修会	受講者数、率 取り組み状況参照	愛育連合会 次のとおり研修会を実施した。 ・班員研修会を2回(4/22、12/11)、それぞれ71人、56人が参加した。 ・理事研修会を2回(7/27、3/8)、それぞれ23人、16人が参加した。 ○食生活改善推進員会 次のとおり研修会を実施した。 ・全体研修会(4/23)、190人が参加した。 ・研修会(6/26)、144人が参加した。 ・ミニ講義を4回(4/10、7/22、11/27、2/19)、それぞれ28人、29人、26人、人が参加した。	愛育連合会 ・母子にとらわれずに地域住民全体の健康に焦点をあてた活動が行えるよう、ライフサイクル別の健康課題からテーマを選択して研修会を実施していく必要がある。 食生活改善推進員会 ・推進員がやりがいを持ち、時代に応じた課題に対応する活動となるよう、支援を行っていく必要がある。	愛育連合会 地域住民全体の健康に焦点を当てた活動への支援を継続実施していく。 ・理事研修会2回 ・班員研修会2回 ○食生活改善推進員 地域住民に対して、正しい知識の発信と栄養・食生活支援が行なえるよう研修会等を開催する。 ・全体研修会2回 ・運営委員研修4回